

第20回 西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

■日 時：平成29年7月18日(火)

■場 所：西宮市職員会館 3階大ホール

[午前10時 開会]

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第20回西宮市子ども・子育て会議を開会します。

なお、本日は、荻野委員、西田委員、林委員から欠席とのご連絡をいただいています。次に、本日の資料の確認をします。

1点目は、左上をホッチキスどめしている「会議次第、委員名簿、座席表、事務局名簿」です。2点目は、左2点をホッチキスどめしている「資料集」です。3点目は、左2点をホッチキスどめして、右肩に「別冊A」と記載している「(仮)西宮市子ども・子育て支援事業計画 西宮市次世代育成支援行動計画【骨子案】」です。

それでは、会長、会議の進行をよろしくお願いします。

○会長 皆さん、おはようございます。本当に暑い毎日ですが、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は第20回目になるのですが、現任期の最後の開催です。議事に入る前に、傍聴希望者の確認をしたいと思いますが、いらっしゃいますか。

○事務局 いらっしゃいます。

○会長 1名いらっしゃるようですので、まず、傍聴についてお諮りいたします。

これを許可してよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○会長 また、この後、傍聴を希望される方がいらっしゃった場合には、随時入室いただくことにしてよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○会長 では、入室いただきましたので、始めさせていただきます。

それでは議事に入ります。

本日の審議事項について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集1ページをご覧ください。

まず、審議スケジュールをご説明します。

ロードマップ表中、一番左側の列に審議内容、その右側に今年度の審議予定を○と●で表示しています。○は審議予定、●は審議終了予定です。

表中の上の行に今年度の会議予定月を示しています。本日は本年度3回目の会議で、来月8月21日と10月の会議を経て計画の素案を完成する予定です。

次に、表の左の列をご覧ください。

前回会議では、主に「第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状」及び「第4編 計画の施策内容 重点施策」の「現状・課題」についてご審議いただきました。本日も引き続き第4編について主にご審議いただきます。また、今回、新たに「第6編 資料集」に子育て支援関連事業一覧を掲載しています。

次に、2・3ページは、前回会議のまとめです。

前回は、まず、市全体の現状と課題をご説明した後、7つの重点施策の現状と課題についてご審議いただきました。主なご意見をここにまとめています。上段の「第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状」において、人口の動向が地域ごとに分かる資料

が必要とのご意見がありました。このたび政策局にて本市の将来人口推計の結果をまとめましたので、後ほどご報告します。その他のご意見については、各重点施策の説明の中でご回答させていただきます。

次に、4ページは、本日の審議事項です。

本日は、報告事項が2点、議事が1点です。

報告事項(1)は、「民間保育所、私立幼稚園に対する認定こども園への移行に関する意向調査の結果報告」です。昨年同様、本年度も民間保育所、私立幼稚園の各園に対し、認定こども園への移行に関する意向調査を実施しましたので、その結果をご報告します。

報告事項(2)は、「西宮市の将来人口推計」です。現在、この子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援に関する計画についてご審議いただいているところですが、市では、市全体に関する計画となる第5次西宮市総合計画の策定途上です。その検討にあたり推計しました将来人口をご報告します。

議事は、前回に引き続き、新プランの骨子案についてです。本日は、「第4編 計画の施策内容 重点施策」について、今後の方向性をお示ししますのでご審議いただきたいと思います。

説明は以上です。

○会長 今、事務局から説明がありましたが、本日は、報告事項が2点、議事が1点です。議事に時間をとりたいため、報告事項は短く10分程度と考えていますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、報告事項(1)、「民間保育所、私立幼稚園に対する認定こども園への移行に関する意向調査の結果報告」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集の5ページ、資料2の「民間保育所、私立幼稚園に対する認定こども園への移行に関する意向調査」についてご報告します。

まず、「1.調査の実施内容」です。

平成26年度以降、毎年、次年度の入所・入園に向けた準備、本市の翌年度予算案の策定に資する目的で、認定こども園を除く民間保育所と私立幼稚園全園を対象に、認定こども園への移行調査を実施しています。この調査は、あくまでも調査時点の意向を確認するものですので、回答内容に拘束されるものではありません。したがって、実際の最終的な各園の方針とは異なることもあり得ます。

「2.調査結果」です。

まず、民間保育所について、今年度の調査では、「①認定こども園に移行する予定」とお答えの園が15園、「②認定こども園に移行する予定はない」とお答えの園が8園、「③未定」が9園でした。私立幼稚園では、同じく、「①移行する予定」とお答えの園が3園、「②移行する予定はない」とお答えの園が14園、「③未定が」21園でした。昨年度同様、私立幼稚園については、制度の動向を注視する動きが見られます。

説明は以上です。

○会長 この件についてご質問のある方はいらっしゃいますか。

〔発言者なし〕

○会長 では、引き続き、報告事項(2)、「西宮市の将来人口推計」について、事務局

から説明をお願いいたします。

○事務局 資料集の6ページです。

市全体のまちづくりに関する計画「第5次総合計画」を策定するにあたり、さまざまな施策に影響すると考えられる将来人口推計を政策局が出しましたので、ご説明します。

9ページの図1のグラフのとおり、平成7年の震災以降人口は急増し、現在も微増傾向にあります。

10ページの下の方の表2は、転入・転出による人口動態の推移を表しています。各年、上から転入数、転出数、その差を示しています。

平成7年度直後は、転入数が転出数を大きく上回っており、人口の急激な増加をもたらしましたが、平成20年度あたりから転入数と転出数の差は縮小し、人口の増加も緩やかになってきました。

12ページの図4のグラフは、平成52年までの将来人口を推計したものです。

3年後の平成32年頃まではほぼ横ばいで推移すると見られますが、さらに20年後の平成52年頃には、現在より約3万人の減少があると見込んでいます。市全体では緩やかな減少傾向が見込まれていますが、地区別で見るとその傾向はまた異なってきます。

13ページは、市を9つの地域に分けた地域ごとの分析を掲載しています。

図6の本庁北東地域(大社、広田周辺)は、市内で唯一、平成52年まで人口が増加し続けると推計しています。一方、下の図10の鳴尾地域は、平成52年までは市全体の減少数とほぼ同数の約3万人が減少すると推計しています。鳴尾地域同様、14ページの塩瀬・山口地域でも人口減少が進むと推計されています。

本日もご審議いただきます新プランについては、平成36年度までの計画となりますので、今回の推計結果が大きく影響するものではないと考えますが、中長期的な推計をご紹介します。

説明は以上です。

○会長 将来人口推計について報告いただきましたが、ご質問等がありますか。

〔発言者なし〕

○会長 では、この資料をもとに議事を進めさせていただけたらと思います。議事に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会長 本日の議事は、前回に引き続き、計画の骨子案についてです。冒頭で事務局から説明がありましたとおり、本日は「第4編 計画の施策内容」を中心に審議をいただくことになっています。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 別冊「(仮)西宮市子ども・子育て支援事業計画 西宮市次世代育成支援行動計画【骨子案】」をご用意ください。

1枚めくって、「目次」をご覧ください。

前回の会議では、第1編から第3編までご確認いただき、「第4編 計画の施策内容」では、各施策の「現状・課題」を中心にご審議いただきました。

「第1編 計画の策定にあたって」では、計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の

策定体制、計画の対象・期間をお示ししていますが、前回より記載内容に変更はありません。

「第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状」については、グラフの修正・追加も併せて次回の会議で改めてご確認いただきたいと思います。

「第3編 計画の基本的な考え方」では、これまでご審議いただいた「基本理念」、「基本的な視点」について、「理念」や「視点」がどういったことを示すものかを分かりやすくするために、「(めざすべき姿)」、「(大切にしたい想い)」と表記を追加しました。

「第4編 計画の施策内容」では、前回ご審議いただいたご意見等を踏まえて、各施策の方向性や取り組む事項等を追加していますので、本日はそこを中心にご審議いただきたいと思います。

それでは、27ページをご覧ください。

これまで見開きで表現していた施策体系を一つの図でお示ししています。

「めざすべき姿」である基本理念を太陽として、土台となる土の部分に「大切にしたい想い」である基本的な視点を、そして3つの施策分野を幹で表し、それぞれの分野に掲げられる施策を実で表現しています。この実となる部分が本市の子育て支援関連施策を網羅することになりますが、その中でも重点的に取り組むものを黒い丸としています。

「施策分野1 子供への支援」では、教育・保育環境の充実、放課後の子供の居場所の充実、障害のある子供への支援の充実、「施策分野2 子育て家庭への支援」では、妊娠から乳幼児期の子育てへの支援、乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減、子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実、児童虐待防止対策の充実、「施策分野3 社会全体での支援」では、ワーク・ライフ・バランスの推進が重点施策となります。

それでは、その重点施策について、1つずつご説明します。

28ページ、重点施策の1つ目は、「教育・保育環境の充実」です。

資料では、主な「現状・課題」を、●をつけたタイトルでまとめています。

「教育・保育環境の充実」では、1つ目に、「●増大する保育需要への対応」として、待機児童対策を挙げています。

2つ目には、「●将来的な施設の適正配置」を挙げています。保育需要が増加傾向にある一方で、就学前児童数は減少傾向にあります。中長期的な将来推計を行い、施設の適正配置についても検討していく必要があることを課題として挙げています。

次に、31ページの「課題解決に向けた取組み」についてご説明します。

ここでは、先ほどご説明しました課題に対応する形で、今後の方向性や具体的な取組み内容をお示ししています。

「(1)待機児童の解消に向けた取組み」では、保育所整備を中心とした対策に努め、平成31年度までに1,500人の入所枠の拡大を目指します。また、3歳児以降の入所対策や保育士確保対策についても、併せて取組みを進めてまいります。

次に、32ページ、「(2)質の高い教育・保育の提供」では、保育教諭、幼稚園教諭、保育士の合同研修による専門性の向上、つながり事業の充実による教育・保育と小学校教育の円滑な接続、地域型保育事業への巡回支援による保育環境の充実といった3つを

中心に質の向上に取り組みます。

地域型保育事業への巡回支援については、保育士、保健師、栄養士が各施設で相談・助言等を行っており、昨年度も対象となる56施設に対し、延べ2,425件の巡回を行うなど、きめ細やかなサポートに努めています。

33ページの「(3)保育サービスの充実」では、子ども・子育て支援事業計画でも進捗管理を行ってきました延長保育、病児保育、幼稚園での預かり保育を取り上げています。

次に、34ページの重点施策の2つ目は、「放課後の子供の居場所の充実」です。

1つ目の●にもあるとおり、安全・安心な放課後の居場所が求められる中、すべての児童を対象とした放課後施策の状況と共働き家庭などを対象とした育成センターの状況を取り上げています。

ここで、資料集25・26ページをお開きください。

参考資料として、本市の41小学校区における公園の面積、子供の居場所づくり事業の有無、放課後子供教室の実施状況、育成センターの利用状況、児童館の利用児童数をお示ししています。

右端の児童館の利用状況を見ますと、校区外の施設でも利用している児童が多いことが伺えます。

骨子案の34ページにお戻りください。

このように安全・安心な居場所づくりが求められていることから、すべての児童を対象とした施策、そして、共働き家庭などが対象となる留守家庭児童育成センターについて検討していくことで放課後施策の充実を図ってまいります。

36ページ、「課題解決に向けた取組み」です。

すべての児童を対象とした居場所として、まず子供の居場所づくり事業の実施校区の拡大を目指します。また、児童館のアウトリーチとして、児童館が蓄積したノウハウを提供してまいります。

留守家庭児童育成センターは、今後も利用希望者の増加に対応した受入枠の確保に努めていき、その中で高学年児童の受入れも目指してまいります。また、土曜日や長期休業日の開所時間の延長も要望が大変高く、8時開所を全施設にて実施していく予定です。

さらに、国では、放課後子ども総合プランに基づき、各市町村で行動計画を示すよう指示しています。新プランではこの行動計画も盛り込む予定にしています。現在、各所管課と、1.平成31年度までの目標事業量、2.留守家庭児童育成センター及び放課後子供教室、子供の居場所づくりの一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策、3.小学校の余裕教室等の留守家庭児童育成センター及び放課後子供教室、子供の居場所づくりへの活動に関する具体的な方策、4.留守家庭児童育成センター及び放課後子供教室、子供の居場所づくりの実施に係る教育委員会と市長部局の具体的な連携に関する方策、以上の4項目について調整していますので、次回の会議でお示ししたいと考えています。

次に、38ページの重点施策の3つ目、「障害のある子供への支援の充実」です。

「現状・課題」としては、発達障害のある子供と医療的ケアが必要な子供の増加に対応する支援体制の充実、地域の社会資源やネットワークを活用した連携体制の充実を挙

げています。

発達障害に関しては、保護者の理解が進み、障害が認知されやすくなったこと、医療的ケアが必要な児童は、医療の進歩により在宅での生活が可能となったことなどが増加の一因と考えられます。

39ページの下グラフを見ますと、実際に西宮市養護学校に通う医療的ケア対象児童数は、平成10年の6人に対し、平成29年度には39人と、在籍児童数77人の半数を超えるまでとなっています。

また、障害のある子供が就学先を選ぶにあたり、学校園では専門的な支援体制が十分に整っておらず、適切な支援ができていないため、学校園での支援体制も課題となっています。

本市では、福祉、教育、医療など関係機関が連携して支援に当たるために、平成27年にこども未来センターを開設しました。切れ目のない支援を行うための中核拠点としての役割を果たす必要があると考えております。

さらに、子供に障害があることを保護者が受け入れることが難しい場合も多くあることから、相談窓口としてこども未来センターの周知に努め、地域社会資源やネットワークも活用して相互の連携をより深める必要があります。

40ページの下グラフを見ますと、近年、西宮市でも児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が急増しています。平成24年の事業者数20か所に対し、今年は88か所まで増えていて、実際に支給決定者数も1,000人以上増加しています。

ここで、資料集27ページをお開きください。

真ん中の表の児童通所支援の支給決定者数を見ると、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用がほとんどです。こういった施設で適切な支援が受けられるよう、サービスの質の担保が課題となっています。

41ページにお戻りください。

「課題解決に向けた取組み」です。

まず、「(1)学校園での受入体制の充実」では、就学前の教育・保育施設での支援体制の充実として、専門的な領域に限らず、認定こども園や幼稚園、保育所などで支援体制を構築していくこと、また、小・中学校、西宮養護学校での支援体制の充実として、合理的な配慮やその基礎となる環境整備を進めることが重要と考えています。また、学校園等へのアウトリーチとして、今後も、こども未来センターが地域において発達支援の中核的役割を担う施設として、専門機関との連携を深め、障害のある子供への必要な支援のための基盤整備や質の向上に取り組んでまいります。

42ページ、「(2)障害への理解促進に向けた取組みの充実」では、保護者支援として、行政との接点やさまざまな子育て支援事業で保護者の不安を和らげる取り組みを進めるとともに、一般市民の理解の促進をしていく啓発を推進してまいります。

説明は以上です。

○会長 今日議事の進行についてですが、第4編が全部で8つの柱になっています。その中の「6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」と「7 児童虐待防止対策の充実」については、前回からもご了解いただいていますように、社会福祉審議会で審

議いただいておりますので、この会議ではそのほかの6つについてご意見をいただきたいと思っております。

今説明いただいたのが前半の「1 教育・保育環境の充実」、「2 放課後の子供の居場所の充実」、「3 障害のある子供への支援の充実」です。今からこの点についてご意見をいただきます。ご意見をいただいた後、後半の「4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援」、「5 乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減」、「8 ワーク・ライフ・バランスの推進」のご意見をいただく流れで進めさせていただこうと思っておりますので、ご了解ください。

11時過ぎぐらいをめぐりに、まず重点施策1から3までのところでご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

○委員 総体として、「現状・課題」と「課題解決に向けた取組み」の整合性が気になりました。

具体的には、28ページの「教育・保育環境の充実」で「現状・課題」として挙げられているのが「増大する保育需要への対応」で、その後細かく待機児童や施設整備の問題が書かれていて、「課題解決に向けた取組み」のところでは、例えば32ページに「質の高い教育・保育の提供」と書かれています。この「質の高い教育・保育の提供」が「課題」に挙げられていないことが気になりました。

同様に、39ページの「障害のある子供への支援の充実」でも、「課題」に「児童発達支援事業所等の質の確保」と挙がっているにもかかわらず、「取組み」ではこれについて特に触れていません。

ですから、「課題」と「取組み」にはある種の整合性があつたほうが望ましいのではないかと感じました。

○会長 必ずしも全部をイコールにできるかどうかは分かりませんが、事務局から何かご意見はありますか。

○事務局 ご指摘いただいた32ページの「質の高い教育・保育の提供」の項目では、この子ども・子育て会議でもたびたび質の向上についてのご指摘をいただいておりますが、事務局ではそれに関する具体的な問題点はなかなか挙げづらいつころがありましたので、「課題」には掲載できませんでした。しかし、「取組み」のところでは、忘れてはならない内容として挙げています。

次の「障害のある子供への支援の充実」でも、39ページの「児童発達支援事業所等の質の確保」については、41ページの「(1)学校園での受入体制の充実」のアウトリーチの実施で質の向上に取り組む内容を掲載しては、確かに一対一に対応はしていませんが、このあたりはできるだけ対応させて言及していきたいと考えています。お気づきになりましたら、ぜひそういったこともお教えいただければと思います。

○会長 「教育・保育環境の充実」という名称はもう決まっているのですか。

○事務局 名称も、これが確定というわけではありません。

○会長 名称もこれからですね。ここに「充実」とあるので、課題のところにはわざわざまた「充実」と書かなくてもいいのですかね。そこのところが難しいところですが、事務局でも検討いただき、何かご意見があればいただきたいと思ひます。

待機児童の問題で保育需要への対応がありますが、それと同時に、教育・保育サービスを充実させなければいけないというご意見は繰り返し出ていますので、●●委員のご意見の中には、それをもう少し前に持ってきてもいいのではないかとということもあると思います。

最初のタイトルと「現状・課題」をどうするかは今後議論しなければいけないかもしれませんが、事務局で案を練っていただく必要があるかもしれません。

○委員 過去、子ども・子育て支援事業計画をつくるときにかなり長い時間話したことが抜け落ちると、今のように分からなくなるのかなと思います。例えば事業計画に「質の高い教育・保育の提供」という課題があって、それに対して、保育士の資格取得者の数や、いろいろな施設において同じような保育・教育ができるようにすることや、保育の質の向上に取り組んでいくことなどが、長い間話をして計画の中に盛り込まれましたので、新プランでも、もう一度挙げて今のメンバーで確認をして載せるようにしないと、課題と対策がマッチしないのではないかと思います。

それと、幼稚園や保育所という昔からあるものは誰が見てもぱっと分かるのですが、この骨子案には、認定こども園や小規模保育事業などについての説明が何もないので、読む人は分かりにくいと思います。事業計画には子ども・子育て支援新制度についての説明が載っていましたが、新プランでも、すべてでなくてもいいので、どういう由来で地域型の保育事業ができたかとか認定の1号・2号・3号が何を意味しているのかの説明が必要ではないかと思います。

○会長 1点目は、先ほどの話の続きで、確認として事業計画をつくるときに議論したことを継続して載せていくことが大事ではないかというご意見です。

2点目は、制度のかわり目ですので、読む人の理解を進めるために用語の解説が必要ではないかというご意見です。

これらの点については、事務局、よろしいですね。

●●委員が挙げられたのは、「認定こども園」、「地域型保育事業の小規模保育事業」、「1号・2号・3号」でしたが、ほかに何かありましたら説明の追加をさせていただきたいと思います。

○委員 32ページの「(2)質の高い教育・保育の提供」に合同研修のお話が挙がっています。確かに認定こども園ができて以来、兵庫県でも幼稚園、保育所の垣根をなくして一緒に合同研修を進めていこうという動きがすごくあります。西宮市でも、保育所も幼稚園と一緒にもっと高めていこうとして研修を実施しています。ただ、保育士、幼稚園教諭ともに、キャリアアップ制度で研修の重要性が言われている中で研修が増えてきて、私たちもかなりの取組みを行っているのですが、地域型保育事業での研修体制はどうなっているのでしょうか。巡回されてしっかり指導はされているとのことですが、少人数でやっておられるとなかなか研修にも出にくいと思いますので、深めるための研修体制をどうやっておられるのか、教えてください。

○事務局 地域型保育事業への研修ですが、保育幼稚園事業課では保育士や保育施設の業務に携わる方を対象に研修会を実施しています。その際、公立保育所、民間保育所、認定こども園と共に地域型保育施設の方も対象に研修を実施しています。また、地域型

施設向けの研修会なども年に何回か実施して、ほとんどの施設の方に参加いただいている状況です。

○会長 人数が少ないところでやりくりされているので、どうしても研修に出にくいというもともとの条件の厳しさはありますね。

○委員 西宮市では、待機児童対策としてあまりにたくさんの小規模保育施設ができたので、本当にちゃんと保育が充実しているのか懸念するところではありますし、質より量になっているような気がします。しっかりとした内容を修めてほしいという願いでお尋ねしました。ありがとうございました。

○会長 指導監査をどの程度されているのかもありますし、研修と併せて地域型保育事業に対してもしっかり目配りしなければいけないというご意見だと思います。

○委員 学童期の留守家庭児童育成センターの件について、今、保育園の待機児童が問題になっていますが、その子たちが小学校に上がると、必然的に育成センターの待機児童も増えてくると思います。36ページを見ると平成29年度から31年度で留守家庭児童育成センターの定員は約400人増える見込みになっていますが、29ページの保育所定員は平成27年度から29年度の3年間で763人増えています。この保育所定員が増えた763人が小学校に上がれば、育成センターの400人の定員増では問題が出てくるのではないかと思います。この点についていかがですか。

○事務局 平成31年度で留守家庭児童育成センターの定員は3,738人となっていますが、推計を立て直してしまっていて、現在保育園に通われている児童の数字を校区ごとに見て、例えば5歳児なら来年度は新1年生、4歳児なら再来年度に新1年生という形で平成34年度ぐらいまで見えています。平成29年度の定員は3,356人となっていますが、平成34年度には4,200人程度に増えると見込んでいますので、児童数の推計を今後も見ながら、推計の精度を高めていきたいと考えています。

○会長 ということは、この骨子案に載っている数字が少し変わってくるのですか。

○事務局 そうです。毎年度、保育所の児童の数字を推計で立て直します。骨子案では平成28年度の数字で立てていますが、今年度の数字を集計中ですので、それで新たに推計を立てる予定にしています。恐らく今考えている推計よりも上ぶれるのではないかと考えています。

○会長 確認ですが、36ページの「(2) 育成センターの充実」の「量の見込み(利用児童数)」は、「事業計画」と付いていますが、3,738人から数字が変更になるだろうということでしょうか。

○事務局 その可能性があると考えています。

○委員 36ページの「課題解決に向けた取組み」の(1)の「2. 児童館のアウトリーチ」に「児童館は、乳幼児から中高生までの連続した活動」と書かれていますが、西宮の児童館は中高生までを対象としているのでしょうか。

私は青少年問題協議会に出させていただいていますが、中高生の居場所づくりはまた児童館とは別のところでやられていますので、ここに「中高生」を入れる必要があるのかと感じました。それよりも、児童館では小学校までのところに絞ったほうがいいのではないのでしょうか。

○事務局 中学3年生までは児童館に来ているのですが、今年の2月にお示しした児童館の方向性の中で、本来、児童館の目指す守備範囲としては高校生までありますので、今後地域の課題や需要を見ながら広げていくという考え方を示したところですが、高校生は、中学生時代から引き続き来ていて、OBとなったボランティア的な方がごくわずかにいるぐらいで、現実にはほとんど来ていませんので、ここの記述として中高生まで書くのはもう一回検討が必要かなと感じています。

○委員 建物の別の階で中高生まで包括するのがもちろん理想ですが、西宮として今こういう方向に本当に進んでいるのかなと思いました。青少年問題協議会では、中高生までの居場所づくりも含めて話をしているところですが、ここの記述は何だかゆるゆるとした感じだなと思ったので申し上げました。

○事務局 昨年、青少年問題協議会で中高生の居場所をどう考えるのかについて非常に議論していただきましたが、こちらにも実際にどういうニーズがあるのかを知らないといけませんので、子供支援総務課で中高生ミーティングというイベントを実施しました。何人かの子供たちに呼びかけて、今どういった居場所が必要だと思うのか、何をしたいと思っているのかなどをお聞きしました。その中で、高校生からは、教え合えるような、誰かが教えてくれるような自習室がありがたいという意見がありました。また、中学生からは、友達とのコミュニケーションをとるような場が欲しい、学校では「これをしてはダメ」という規制が多いので、自分たちの情熱を発散させるような場所があればありがたいという意見がありました。

ただ、これらの意見は発言してくれた彼らだけのもので、中高生の多くがそう思っているのか分かりませんので、今月、市内の全公立中学校・高校、私立の3校も含めて、各学校1学年ずつアンケートをお配りし、実際に子供たちがどういったことを思っているのかについて聞き取りをしているところです。そこから出てきた需要を満たすような手法がこの児童館であるのか、そのあたりを含めて今後検討していきたいと思えます。

○会長 確かに●●委員がおっしゃったこの4行は論文みたいで、実際にどうなるのかが分かりにくいですね。ここをどうするかは別として、事務局ではアンケートをとられているそうですので、その結果を踏まえてこのあたりに盛り込めるかどうかは、ここで諮らせていただけますか。

○事務局 ご指摘いただいたことを踏まえて、表現についても検討させていただきたいと思えます。

○会長 今日のご意見をいただいたので、市でもんでいただいて、事務局からいただくということです。

○委員 32ページの「2. つながり事業の充実」について、私は市内の小中学校で支援員として働いているのですが、小学1年生に上がってくる支援や配慮の必要な児童に関しての引継ぎを大体のところは行ってくださるのですが、一部全く真っ白の状態です。そういう特定の園に対しての行政からの働きかけはできるのでしょうか。

○事務局 つながり事業の中に特別な支援が必要なお子様との連携も含めるために、当課の係長もこのつながり事業に入っています。

公立小学校からは、子供のことについて各幼稚園、保育所等ともつながりをできるだけつけて、1年生に上がったときに子供が困らないようにしようとしているのですが、特定の園に対するものはなかなか難しいところがあります。当課は就学相談等をしている課ですので、幼稚園や保育所等にも行かせていただきながら小学校につなげているところ です。

今のご意見は子供にとって非常に大事なところだと思いますので、つながり事業だけではなく、当課も意識的に就学前の状態と就学後の状態をつなげていきたいと思っています。

○会長 形式や内容をどうしていくのかは、仕組みのものと具体的な内容のことになりますので、市のほうで検討していただくことにはなりますが、もし個別事案があるようでしたら、何らかのルートを使ってそういう園に対してどう働きかけていただくかも市で考えていただけるかと思います。情報提供していただくことは大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○委員 つながり事業は、幼稚園や保育所と小学校で教育のカリキュラムなどを研究していくものかなと思っているのですが、先ほど言われたことについては、「3 障害のある子供への支援の充実」の41ページにある小学校へのつなぎの部分になるかと思いません。それでいいかどうかの確認だけをお願いします。

○会長 32ページの「2. つながり事業の充実」の最後の3行に、「幼児期における教育・保育と小学校教育が連続性、一貫性を持って」とあるので、両方になりますね。つながり事業のほうは子供同士等々の連携ということになると思うのですが、個別事案になると41ページの1の就学前と2の就学後に絡められるのというご意見です。

○委員 36ページの「2. 児童館のアウトリーチ」では、中高生もさることながら、児童館の役割として期待されることについて語られたほうがいいかと思います。

先般、留守家庭児童育成センターの運営委員会で小学校4年生になったときの子供の居場所について出て話し合っていたときに、児童館に行けばいいというご意見もあったのですが、列席されていた校長先生から、「校区外の児童館に行くことは学校として公に認めていない」というお話がありました。要は、地域の子供の場としての児童館の位置づけについて、全市的に持つておかないといけないと思います。国からは、どちらかという児童館から撤退していくような話が出ていたりして、児童館は非常に曖昧な部分でもあります。社会福祉事業の拠点として用いるなら方針があってもいいのかなとも感じました。

今回、資料で全市的なそれぞれの地域の人口動態の推計が出されていましたが、それによってもかなりニーズが変わっていくと思います。具体的には、鳴尾や北部の地域は子供の数がどんどん減少するとなっていますから、それに伴ってできてくる空き教室をどうするのかを今から考えておかないといけないと思います。逆に、それほど人口動態が変わらない地域では、待機児童施策同様、学童期の子供の居場所について、箱物を設置するだけではないあり方の考え方を示しておかないといけないと思います。地域団体やボランティアの養成も含めて考えておかないと、立ち行かない部分もあるのではないかと感じています。

○会長 とても大きな問題提起をしていただきました。一つは、「現状・課題」のところに児童館のあり方について何か設定ができないか、もう一つは、「課題」になるのか、「方向性」になるのかは別として、居場所の問題で、児童館のあるなしにかかわらず、今後空き教室ができてくると子供の居場所づくりの方向性を示すことが必要ではないか、こういうことでよろしいですか。

○委員 そうですね。地域によって課題が違ってくる部分に対してどのような考えを持っておくかを示しておいたほうが良いと思います。

○会長 せっかく推計の資料を提示していただきましたので、それを活用することを考えると、人口推計、子供の推計等をこの計画の中にどのように載せていくかも今後事務局で検討いただくことになると思いますが、それを踏まえて、●●委員から児童館の問題と空き教室の問題をご提示いただきました。事務局はこの件について何か言っていたことはありますか。

○事務局 児童館については、子供が遊びを通じて能力を発達させる場でもあります、いかにせん9つしかないという地域偏在の問題があります。子供の居場所づくり事業では各学校が居場所という方向で来ていますので、児童館は、放課後子供教室などに出て行ってノウハウを提供することが一つのアウトリーチになると考えてここに書かせていただきました。本来の児童館の役割についても、記述を検討して改良していきたいと思っています。

○事務局 空き教室の活用についてはまだ先の話になるかと思いますが、今は子供の居場所づくり事業を、学校、地域の状況に応じて拡充を進めているところですので、将来的に学校の施設を本格的に使うにあたっては今実施している内容が活かされていくと思います。それらをこの計画の中にどこまで入れるかは検討させていただきたいと思いますが、そういう方向性があるということはお答えしておきます。

○委員 児童館と子供の居場所についてですが、居場所づくりは、居場所がない子供たちにこそ必要な事業だと思いますし、以前にこの会議で申し上げたように、場所があるだけではなく、そこにいる人や社会とのつながりがあって居場所になると思います。ですから、児童館でなくてもいいかもしれません。

居場所のない子供たちは、お友達ができなかったり、クラブで活躍できなかったり、勉強が振るわなかったりします。特に発達の支援が必要な子供は、居場所がないと、人間関係をうまくつくれずに家にこもることになってしまいますから、放課後等デイサービスや児童発達支援事業にたくさん通っている状況があります。特に放課後等デイサービスは、もともと、支援の必要な発達障害など障害のある子供たちの居場所として見込まれていましたから、非常に便利で利用しやすく、増えてくるのはいいのですが、ここに書いてある質の問題とともに、そこに通うことで社会や地域から切り離され、地域の子供たちとも全く切り離された生活を送ることになっています。さらに、特別支援学校に通う子供になると、全く地域と離れて暮らすことになります。そういう子供たちの居場所となり得る場所として、児童館がよい資源ではないかと思います。この子ども・子育ての計画は18歳までの子供たちを対象としていますから、そういう子供たちのことも視野に入れて機能を考えていただきたいと思っています。

もう一つは、障害がある子供たちについて、特に小学校へ上がるときの仕組みが確立していないのではないかと思います。例えば三田市では、支援の必要な子供さんについて、小学校の校長先生から保育園や小学校、幼稚園に「連絡の会議をしたい」という連絡のお手紙を送られています。あるいは、高知県などでは、支援の必要な子供の特性などを書く「つながりシート」を幼稚園や保育園でつくって、小学校に説明とともに連携するという仕組みがあります。個別に任せてはなかなか十分にいかないなら、具体的な仕組みづくりも必要なのではないかと思います。

それから、合同研修について、私は民間の保育所の研修委員長をしています。国の制度でキャリアアップの仕組みと研修を受けることがリンクされてしまって、民間の保育所に勤めている職員は、認定された数十時間の研修を受けないと処遇改善につながらないとか、キャリアとして認めてもらえないという制度になっています。保育所がそういう仕組みの中に組み込まれることで、西宮の合同研修の中の認定されない研修にはモチベーションが低くなって参加しない、あるいは人が出せないという状況が起こってくることになりそうです。これは、つながり事業においてもそうです。ですから、民間保育所の動向に合わせて合同研修が使いやすくて、しかも西宮市の保育の質の向上につながるような制度を整えていただきたいと思います。

○会長 3ついただきました。

1つ目は、児童館について、地域のすべての子供の居場所ですので、発達に問題や課題のある子供さんも児童館を一つの利用場所とすることが必要ではないかというご意見です。

2つ目は、障害のある子供さん、課題のある子供さんの情報等の連携について、「みやっこファイル」や個別の教育支援計画を活用してネットワークを構築することも41ページに書いていただいています。ここをもう少し具体的に示すことができればというご意見でした。

3つ目は、研修のことについて、国の動きもありますが、市としてキャリアアップや質の向上、専門性の担保などの観点から、どうすみ分けるのかも含めて考えていただくことも必要ではないかというご意見でした。

○委員 私は、中学校の教育連携協議会でかなりの数の不登校児がいるという話を聞きましたが、41ページの発達障害のある子供たちも関係しているのではないかと思います。実際に中学校の現場では不登校児に対するケアについてなかなか取り組めていないところがありますので、行政はどのように考えておられるでしょうか。

○会長 今のお話は、「3 障害のある子供への支援の充実」、「2 放課後の子供の居場所の充実」にも該当するかと思います。先ほどの議論で中高生の話も出ていましたし、居場所のことが出ましたので関係するかなと思います。

○事務局 中学校の不登校の児童については、小学校も含めて、こども未来センターに適応指導教室「あすなる学級」がありますので、そこで受入れを進めています。そこには発達に課題がある子もいますので、医療あるいは相談と連携をして進めているところです。

○委員 実態はどれぐらいの不登校児がいて、そのうちのどれぐらいの割合をこども未

来センターでフォローしているのか、お教えいただけますか。

○事務局 正確な数字は今手元にありませんが、小学生、中学生ともに学校に行きづらいお子さんはいらっしゃいます。学校教育法第1条に示された「学校」に通っていない子供を数字として統計をとっていますが、そのうち「何らかの理由で学校に行きづらい子供」、その中で「不登校傾向のある子供」という形で整理しています。今「あすなろ学級」に通っていらっしゃる方も30名～40名程度いますが、それが学校に通われていないお子さんのかなりの部分を占めるかという点、そうではありません。

お子さんが学校に来られない理由としてはいろいろあると思います。学校としては、例えば教室に入りづらければ「保健室に来てみないか」とか、ほかの友達に出会いたくなければ「みんなが帰った放課後に来てみないか」とか、家からなかなか出にくいときには、担任が家に出向いて学校の様子や学習内容をお伝えしたり、子供の状況や気持ちを聞いたりというさまざまな取組みを行っています。こうすればこうなるとは一概になかなか難しいですが、そのお子さんに応じた形で対応しているのが現状です。

○会長 今のも貴重なご意見だと思います。この計画の中にどのように盛り込んでいくかについては、引き続き我々としても話はしたいと思いますが、一度事務局で検討いただいて、次回にご意見等をいただけたらと思います。

それでは、時間の関係がありますので、後半に進めさせていただきます。後半のところで前半に戻っていただいても結構ですので、事務局から後半の説明をお願いします。

○事務局 【骨子案】の44ページをお開きください。

重点施策の4つ目、「妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援」です。

「現状・課題」としては、安心して出産・子育てができる支援体制が求められており、できるだけ早く支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援の提供が必要であることを挙げています。

現状として、育児経験の乏しさによる知識不足や、ネット社会での情報の多さによる不安感を多くの親が抱えており、妊娠期からの正確な情報の提供が求められています。また、そういった中で産婦の約1割が産後うつ病の症状を感じており、特に出産直後の子育てを支える仕組みづくりが必要となっています。実際、母子保健、子育て支援の両面から多様な支援を充実させていても、情報共有や連携の難しさから支援が分断されてしまう課題があり、切れ目のない支援を提供することが求められています。

さらに、子育てに不安や負担感を抱き、支援を必要としている家庭の早期発見・早期支援が重要であることから、特に母子健康手帳交付時の保健師面談について取組みの拡充が必要とされています。

また、育児不安や負担を感じやすい産前産後の時期に、専門職による支援や子育て関係者・機関と連携した支援体制を充実させていく必要があります。

47ページは「課題解決に向けた取組み」です。

「(1)妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実」では、今後も子育て世代包括支援センターの機能を活用し、さまざまな窓口が連携をとることで子育てする親支援と親子を取り巻く環境をコーディネートしながら子育て支援を行ってまいります。

48ページの「(2)早期発見・早期支援に向けた取組み」では、先ほども特に重要とし

た母子健康手帳交付時の保健師の面談、妊婦健康診査の助成による安心した受診体制、医療機関との連携を図る養育支援ネット、乳児家庭全世帯を対象としている健やか赤ちゃん訪問事業、各種乳幼児健診の実施、それぞれの施策の充実を図ります。

ここで、資料集28ページをご覧ください。

乳幼児健康診査の支援が必要な家庭の早期発見の網かけとなりますが、未受診者に対するフォロー体制をご説明します。

3歳児健診を例にとりますと、まず、3歳5か月頃に健診を受けていただくため、1か月前に案内を送付します。健診は4歳になるまで受診することができるため、未受診者には3歳9か月頃に勧奨文を送付し受診を促します。4歳までに受診がなかった家庭や転入家庭には、4歳2か月頃にアンケートを送付し健診を促します。今まではアンケートが返ってきた場合は把握としてカウントしていましたが、今後はアンケートの返信の有無にかかわらず、予防接種や保育所等の利用履歴を把握し、地区担当保健師が対面での把握を行っていくことといたします。

50ページにお戻りください。

「(3)産前・産後における支援の充実」では、育児家庭支援訪問事業の認知度を広報にて進めるとともに、支援対象の条件緩和に備え、委託先事業者の拡大を行い、需要増加に対応していきます。

また、助産師訪問事業による継続的な訪問指導の体制や、ファミリー・サポート・センター(以下「ファミサポ」)事業の提供会員の増加を図る取組みを検討していきます。

次に、52ページの重点施策の5つ目、「乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減」です。

「現状・課題」としては、子育ての孤立化を防ぐために、親子で交流できる居場所づくりが求められていること、さらに子育ての不安感を軽減する取組みの拡充が求められていることを挙げています。

アンケートの結果からも、約5割の子育て家庭が子育てに不安や負担を感じており、その要因は、専門的、多様化、複雑化していることから、相談や支援に対応できる体制が必要となってきました。

就学前児童の約4割は在宅で子育てをされており、特に0～2歳児については、8割以上が家庭で保護者と過ごしています。そういった家庭の孤立化を防ぐ取組みや居場所づくりが求められており、本市では、子育てひろばの充実を図ってまいりましたが、相談機能の強化や2～3歳児の居場所づくりなど、今後の課題があります。

また、一日中子供と向き合う中で、自分の時間が持てずに負担を感じてしまうことも見受けられます。本市は、一時的に子供を預けられる場として、一時預かり事業やファミサポ事業を実施していますが、地域偏在や事業の担い手不足などにより利用ニーズに応えられていない現状があります。

55ページは、一時預かり事業、ファミサポ事業の利用者をお示ししていますが、これは年々増加しており、ニーズの高さが伺えます。

56ページは、「課題解決に向けた取組み」の内容です。

「(1)孤立化を防ぐための取組み」では、気軽にいつでも自由につどえる場として子

育てひろばを拡充していくこと、また、子育てひろば以外にもさまざまな場所や運営者による地域の子育て支援があり、そういった支援の場に対し、子育て総合センターや子育てひろばが中核となり、連携・支援を充実していきます。

利用者支援事業についても、基本型は新たな拠点の設置を目指し、特定型では専門性を生かし、子育てひろばなどへの出前相談など、地域の身近な場所で相談できるよう取り組んでいきます。

57ページの「(2)子育ての負担感を軽減する取組み」として、一時預かり事業では、保育所新設と併せての整備や、先進的な取組みにおいて一時預かり事業の併設を検討していきます。

ファミサポ事業では、提供会員を増員・確保するために、養成講座の見直しを図ります。

58・59ページの重点施策については、社会福祉審議会でご審議いただいています。今回の会議では、社会福祉審議会でのご意見を反映したものをご提示したいと考えています。

60ページ、重点施策の8つ目、「ワーク・ライフ・バランスの推進」です。

「現状・課題」としては、子育てをしながら働き続けられる環境整備に向けた機運の醸成、父親の家事・育児参加の促進を掲げています。

全国的に長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの推進が促されている中で、本市においても支援・啓発を行ってまいります。

しかしながら、市内事業所において仕事と子育ての両立に関する取組みの実施状況や父親の育児休業の取得率は依然として低い状況です。

61ページの下グラフは、アンケートにて主に子育てを行っている人を聞いた結果、「父母ともに」と「母親のみ」がそれぞれ約半数であり、父親の子育てへの参画意識は高まっているものの、まだ母親が子育ての大半を担っている現状です。

62ページは、同じくアンケートにて子育ての不安や負担軽減のために必要な支援を聞いたところ、「子育てと仕事の両立ができる職場環境」、「配偶者・パートナーの育児参加や協力」が最も高く、市として取り組んでいく必要があると認識しています。

63ページは、「課題解決に向けた取組み」です。

ワーク・ライフ・バランスの推進には社会全体の意識改革が必要であり、自治体レベルで取り組める内容は限られていますが、まず(1)、広報や啓発活動というところで、実際にワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を社会的に評価していくことで、ワーク・ライフ・バランスの理解を深め、企業のさらなる取組みを促します。また、事業者に対し情報提供し、啓発に向けた取組みを進めます。

「(2)父親の育児参加の促進」では、現在も発行しています「父子手帳」を活用し、家事・育児の分担を考える機会や、父親が子供の成長に合わせ子育てを振り返る機会となるよう見直しを図ります。

説明は以上です。

○会長 後半3つは、妊娠期から子育てのこと、子育ての不安に関すること、そして

ワーク・ライフ・バランスのこととなっています。

先ほどと同様にご意見等々をいただきたいと思っておりますので、どうぞご自由に言っていただけたらと思います。

○委員 3点あります。

1点目は、「妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援」についての質問ですが、46ページの「育児支援家庭訪問事業の実績」が平成24年から27年まではずっと横ばいですが、平成28年に72世帯とぐんと増えた理由を教えてください。

2点目は、45ページの一番上に「健診の谷間にある子供、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない子供」とあります。私も自分自身が子育てしていて不思議だなと思ったのが、資料集28ページにもありますが、これは西宮市に限らずどこの市も1歳6か月から3歳児まで健診が1年半飛ぶことです。2歳児、3歳児は、本当に育児ノイローゼになるぐらい言うことを聞かなくて腹が立つ状態なのに、この間が抜けているわけです。この1年半は子供にとってすごく大事な時期ですし、母親としてもすごくしんどい時期なので、私はここが「谷間」だと思いますので、ここはなんとかできないかと思っています。

3点目は、ワーク・ライフ・バランスについて、女性が子育てをしたり、社会に進出しようと思うときに、男性がどれだけ家事を手伝ってくれるかがすごく大きいと思います。子育てと仕事を両立させている女性のロールモデルはよくありますが、反対に西宮市で家事と仕事を両立しているお父さんのロールモデルがあったらいいなと思います。

○事務局 まず、第1点の育児支援家庭訪問事業の実績で、平成28年度が急に利用世帯数、利用回数とも伸びていることについてです。

今までも月単位では多い月や少ない月があって、どういったときに伸びるかはつかめていない状況で、平成28年度に全体的に増えたはっきりとした原因は分かっていませんが、今までの利用状況やロコミで広まったのではないかと考えています。

○会長 この事業について「緩和」と書いてありましたが、それが原因ではないのですか。

○事務局 現在、国が緩和の提案をされていますが、まだ正式には決まっていないので、こちらは緩和という形では今のところは進めていません。それよりは広報などの効果があったのではないかと考えています。

○会長 緩和と申し上げたのは、50ページの「(3)産前・産後における支援の充実」の「1. 育児家庭支援訪問事業」に「支援対象の条件緩和」と出ています。育児家庭支援訪問事業の実績については、これから要因の分析あるいは仮説を立てていただくとして、要は、ニーズが高まったときにサービスがしっかり充実できるかがこれからの課題になってくると思いますので、併せてご検討ください。

あとの2点についてはいかがでしょうか。健診の仕組みは国が考えているのですが、2歳児あたりのフォローについてはどうでしょうか。

○事務局 2～3歳は子供が活発になって、お母さんの孤立化などがあるというご意見についてです。すべてを賄えるわけではありませんが、子育て総合センターの事業の中で、2～3歳の子供さんを持つお母さんを対象に、託児しながら、お母さん同士が交流

をするという事業を試験的に始めました。その中で、リラックスして、子供を預けることも悪くないし、同じ悩みを持つお母さん同士のつながりができたと非常に好評でしたので、今後も、効果をはかりながら、保育所や幼稚園に預けていない谷間のお母さん方の仲間づくりや孤独感の解消について研究していきたいと思えます。

○会長 そういう取組みについては、行政も大事ですが、草の根的にもボトムアップ的にも、市民レベルで2～3歳児の就園前のお子さんのことについての支えをしていただくことも大事だと感じました。

もう一つの男性のロールモデルのことではいかがですか。

○事務局 ロールモデルのお話からは外れるかもしれませんが、64ページに「父親対象事業の拡充」として、父親として子育てに参加していらっしゃる方の利用者参加型の講座「パパトーク・プログラム」をさぼさぼで実施されています。ここで父親同士が集い、すごく仲よくなられて、サークルを新しくつくられたりしているようです。こういったことにもヒントとなることがあると思えますので、市としても父親に対してどのようにアプローチするべきかについて考えていきたいと思えます。

○会長 関西学院大学さんがやっておられることですね。「拡充」と書いていただいていることと同時に、こういうところから発信していただくことが大事だと思います。

○委員 2点あります。

まず、56ページの「2.子育て支援のネットワーク化」で、西宮市の中の子育てサークルやいろいろな支援をしているところが今ネットワーク化を進めています。今回ここに言葉が出てこないなと思ったのが「子育てコンシェルジュ」です。これをもっと生かしていただくことを前々から私も●●委員も言っていました。ネットワーク化にはコンシェルジュの力が一番大事だからこの制度をつくられたわけで、コンシェルジュがもっと前向きに力を発揮していただくのがここではないかと思っています。私たちサークルや事業者などがコンシェルジュを支えていくサポーターとして動いて、NPOも含めたいろいろなところと全部つながっていきたくと思っていますが、今はサポーターのほうがコンシェルジュぐらい力を発揮しているような状況でもあるので、ここに書いていただくことによってコンシェルジュもやろうという気になっていただけるのではないかと思っています。

関連して、52ページの負担感を軽減する取組みとして、一時預かり事業、ファミサポ事業を実施しているとありますが、ただ単に預けるだけではなく、先ほども出た2～3歳児の居場所づくりのことで絡めて、子育て総合センターでは子育てサークルなどを把握して皆さんの研修もされていますし。私たちも負担を軽減する取組みをしていますので、そういうこともここに盛り込んでいただくことはできないかと思えました。

○会長 盛り込むというのは、そういう取組みを行っているところとつながるとのことですね。

○委員 そうです。こういうこととつながっていくという観点も少し入るところがないかなと思えます。ただ単に預けることだけではなく、子育てサークルなどの研修もしている、力を入れていることをもっと書いてもらってもいいのではないかという感じがしました。

○会長 おっしゃる趣旨はわかりましたので、そういう方向で事務局とすり合わせていただけたらと思います。

コンシェルジュについては、56・57ページに利用者支援事業として書かれていますが、前半の47・48ページでもそれを踏まえたほうがいいのではないかというご意見でよろしいですか。

○委員 そうですね。利用者支援事業のコンシェルジュは、市役所1階の窓口にいる子供支援の相談事業のコンシェルジュという意味で書かれていると思いますが、それとは違う、地域を回っていらっしゃるコンシェルジュのことが書かれていないと思いました。

○会長 56・57ページに、コンシェルジュとの連携や、市民レベルでされているサークルとの連携などでコンシェルジュが機能を果たすことを入れるということですね。

○委員 もっとネットワーク化に力を入れるという意味で、「2.子育て支援のネットワーク化」の中に「コンシェルジュ」という言葉があってもいいと思います。

○会長 それは、事務局はよろしいですね。

○委員 関連して、うちの事例ですが、今必死で一時預かりを探しているお母さんがいます。小規模に2番目のお子さんを預けていて、3番目のお子さんの出産のために産休に入るのですが、小規模は人手のことがあって嫌がられていて、それこそ子育ての負担感を感じていらっしゃいます。私は、「そういうことはコンシェルジュに相談してみたらどうですか」と言いましたが、余り周知されていないようで、それが残念だなと思いました。結局、公立保育園に一番上の子を預けたことがあるので、直接その園長先生に、一時預かりで預かってもらえるように話をしたそうです。西宮市の仕組みとしてコンシェルジュが広く一般に知れ渡り、「ちょっと相談してみようか」と思ってもらえると、お母さんの負担感はもっと減るのではないかと思います。

もう一つ、前半の特別支援の引継ぎについて、公だけではなく、私立でも手助けできると少し思いました。例えばうちの子育てひろばでは「子育てほっとタイム」を月1回開いています。ただコーヒーを飲んでおしゃべりするだけですが、お母さんたちはものすごく楽しみにして来られますし、「こんな細かいことを聞く人はいないだろう」ということまで聞いてこられたり、その時間だけは癒やされるようです。子育てに追われてコーヒーを飲む時間などありませんので、ここに来てコーヒーが飲めただけでも喜ばれます。

ですから、本当に細かい支援が必要で、そういうことまで公の行政に「どうですか」と言われてもそれほど多くはできないでしょうから、それを私立幼稚園や民間保育園所手助けすることはできるのではないかと思いますし、園長先生たちが相談に乗ることもできるだろうと思います。

うちの場合ですが、お誕生会の行事のためにお父さんがお休みを取って、すごい勇気を出して出席してくださいませ。それを聞いて違うお父さんが次の会に来られます。去年は10人ぐらいのお父さんが保育参加されました。お父さんがそういうところに出ていく勇気を出すためには、やはり少し後押しが必要ですから、私立でも何かできることがあるのではないかと思います。

○会長 いろいろなご意見をいただきましたが、まず、コンシェルジュという名前を前

面に出すかどうかですね。57ページの「利用者支援事業」と子育て包括のところから少し出ているかなというぐらいですので、もう少し「コンシェルジュ」を出すほうが市民の方にも分かりやすいし、市としてもそのあたりを意識化していただけることになるかもしれません。市民レベルで、していただいている方とのつながりが出てくるかと思しますので、検討いただきたいと思います。

もう一つ、民間幼稚園のことは、非常に貴重なご意見を提案いただいたと思いますので、56ページか57ページの子育て負担の軽減の取組みのところでご意見を反映できるようにしていただけたらと思います。

○委員 57ページのファミリー・サポート・センターについて、西宮では重大事故は起こっていませんが、私は国の保育事故検証の委員をしています。お母さんたちの負担感を軽減するために、気軽に預けられる場所が増えるのはいいことですが、ファミサポ会員も、重い病気の子やアレルギーの子をお預かりになっても、知識がない場合もあります。また、八尾市で起こった死亡事故についての厚生労働省の見解も、市の責任なのか、紹介したところの責任なのか、提供会員の責任なのか曖昧で方針もないので、判決に従うしかないという感じになっていますので、「社会情勢などを踏まえ、必要に応じた見直し」としているのは苦肉の策だと思います。ファミサポは、地域の人の助け合いで、非常にいい活動だと思いますが、プロのベビーシッターでもないですし、あくまでも善意の活動であることを利用者側にも分かっていたいただくことが必要だと思います。

国の問題として、ほかの保育は全部保育課が所管ですが、ファミサポだけは職業安定課が所管で、所轄官庁が保育の専門家ではありません。もともとこのファミサポは、お母さんたちの就業継続のため、保育所が足りない部分の二重保育を担うことから始まったものです。職業安定課の人たちが担当しているために、保育指針の内容の変更や保育の事故のことなどについて国の大もと自体が余り詳しくありませんので、自治体の責任が非常に重くなっています。ですから、ファミサポ事業はいい事業ですが、どこまでなら預かれる、提供会員はどこまでならできるかをある程度仕切ることが、提供会員さんを増やすことにもつながり、提供会員と預けるお母さんの安心にもつながるので、少し厳しいですが、割り切りも必要ではないかと思います。

○会長 1つは、担保するための研修のようなものがなくて、もう1つは保険みたいなものになるのですかね。会員をどう支えるかですね。

○委員 知識は絶対に必要ですが、預けるお父さん・お母さんたちが正確に子供の情報を提供することも必要です。責任の関係が全然ルール化されていないのです。保育所で事故が起これば一義的な責任は保育所にあります。ファミサポは個人の善意です。八尾市の裁判でも、個人が訴えられていますが、そのあたりをどうするかは難しいところだと思います。

○会長 確かにここは大事なことで、起こってからでは遅いですからね。

○委員 書いていただく必要はないと思います。もちろん増やさなければいけないですが、行政としては、そういうリスクがあることと、提供会員を守るという意味でもよろしくをお願いします。

○会長 最後に言っていただいたように、書くかどうかではなくて、市としてそのあた

りをしっかり内部で検討しておいていただくことだと思います。同時に、会員を増やしていくことも必要だという意見ですね。

○委員 47ページの図ですが、第4編の「4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援」、  
「5 乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減」とともに、この図が大事な部分を占めるのかなと思います。

一般の市民の方がこの図を見ると、西宮市はいろいろなサービスをしているが、結局いろいろあるだけみたいを受け取ってしまわないかと思います。介護ですと地域包括支援センターが中心になって、そこからさまざまなネットワークをつくり出すというイメージです。しかし、この図では、上に「子育て世代包括支援センター」があって、ネットワークはありますが、誰がどうしているのかが分からないので、結局子育て支援はどこが軸になってやっていくのかが見えにくくなっています。どこがどうやっていくのかという本質的な部分を分かりやすいように示すべきではないかと感じた次第です。

○会長 チャレンジしていただいた図のことでご意見をいただきました。最初の樹の絵もそうですが、あくまでも見られるのは市民の方ですから、もう少しもんでいただいて、この図についても分かりやすさを意識してブラッシュアップしていただきたいと思います。

○委員 48ページの健やか赤ちゃん訪問事業の実施について「留守などで状況確認ができなかった家庭に対しては、4か月健診での状況確認」と書いてありますが、それまでの間がとても不安です。実際に先日行きました家庭でも、ポストに広告がいっぱい詰まったままで、状況確認できませんでした。ちょうど4か月ぐらいになります。その後の様子が分からないのです。そこに住んでいらっしゃらないならいいのですが、やはりこちらは万が一を考えますので、できるだけすぐに状況を把握していただいて、それを各地域の民生委員・児童委員に報告していただけたら、何かあったときによりよい方向に進むのではないかと思います。これは一つのお願いです。

4か月健診ですが、健診に行ったときの最初の問診が、保健師さんによって随分差があります。中に入ってお医者様の健診を受けるときも、やはりそこでも差があります。母親が聞いてももごもごと言われて母親がちゃんと聞き取れず、何をおっしゃっているかよく分からない、質問してもちゃんとした返答が返ってこないこともあります。母親は、4か月ぐらいがいろいろと不安で、4か月健診がちょうどあるからと子供を連れて健診に行くのですが、そこでちゃんとした対応をしていただかないと、不安が募ったままで帰っていくことになると思います。

ですから、最後にベテランの保健師さんから離乳食のお話などを聞くと、少しは安心されます。私が見かけたのは、お母さんが、だっこひもの使い方が分からなくて聞いていらっしゃったのですが、答えられるほうも分かっていたらいいのですが。ちょうどだっこひもが必要な時期ですので、そこでアドバイスやフォローをしていただければいいかなと思います。

ベテランの方がそれほどたくさんいらっしゃるとは思わないのですが、そのあたりのフォローをうまくしていただいて、若い母親が安心して、「何かあったら保健師さんや市に問い合わせ聞いてみよう」と思えるような体制であってほしいと思いますので、よ

ろしく願います。

○会長 赤ちゃん訪問から4か月健診までの間のフォローのことと、4か月健診の質的なご意見でしたが、事務局はいかがですか。

○事務局 健やか赤ちゃん訪問事業の未把握の数は年間で334件ありますので、すべてに行けるわけではありませんが、今後も、課の職員も時間の空いているときに訪問する形で対応させていただきたいと思います。

○会長 おっしゃっているのは、健やか赤ちゃん訪問で会えなかった方について、4か月健診までの間、訪問された民生委員さんなどは気にされるので、確認できなかった方を地域で見守っていただくために、情報提供をしていただけるといいのではないかといいのがご意見の趣旨だと思います。そういうことでいいですか。

○委員 はい、そうです。

それと、時間があればではなくて、100%フォローしていただけないと困ったことになるのではないかと思います。

○会長 100%を目指すことと情報のことについて、検討をお願いしたいと思います。

○事務局 分かりました。

○会長 健診のことについて、現状などをお答えいただけますか。

○事務局 4か月健診の質を高めるようにというご指摘でした。保健師も新人からベテランまで揃っていますので、随時研修を踏まえて支援できるようにしていきたいと心がけています。よろしく願います。

○会長 意見を吸い上げるために、健診を受けられた方へのアンケートなどはとっておられますか。

○事務局 アンケートは特にはとっていません。

○会長 利用者のご意見をアンケートで聞かれることは、市民の方のご意見を聞くことにもなりますし、保健師さんの専門性を上げる意味でも重要なことですので、ご検討いただけたらと思います。

○事務局 乳幼児検討委員会という会議がありまして、年に1回は専門の方々に来ていただいてご意見はいただいているところです。

○会長 それと併せて、●●委員さんのご意見も非常に貴重だと思いますので、よろしく願います。

○委員 今日は時間がなくなってしまったのでまたで結構ですが、第3編に戻って意見を言える場があったらと思います。基本理念のあたりのことを言うと時間が足りなくなりますので、そういう時間をとっていただきたいと思います。

○会長 私が答えることではないですが、ロードマップに合わせて進めていますので、まずは第4編を固めています。今後、第3編もそうですし、本市の現状の資料も含めて、事務局から出していただいて議論するという形になります。

○委員 38ページの「3 障害のある子供への支援の充実」の一番上の●、「発達障害のある子供と医療的ケアが必要な子供の増加」のところに「発達障害に関して保護者の理解が進んだことにより障害が認知されやすくなったとあり、一番下の●、「相談支援体制の充実」のところには「子供に障害があることを保護者が受け入れるのが難しい場

合も多くあります」とあります。これは、年々増加しているが、受入れができていなくて数字に表れていない方が多くいるという理解の仕方ではないのでしょうか。

○事務局 まず、理解が進んでいるのは実際にあると思います。39ページの「障害のある児童数の状況」のグラフでも療育手帳の増加が見てとれますが、大半が発達障害のお子さんの増加によることから、認識は高まっているのではないかと現場としても考えているところです。

ただ、健診などいろいろな場面で保護者の方に対する中で、発達障害があるのではないかとされるお子さんに対してケアをしたいと職員やスタッフがアプローチをかけても、なかなか認めがたい保護者の方も中にはいらっしゃいます。間口は広げていかないといけないですし、そういった方にアプローチも進めていかないといけないと考えています。それは、未来センターなり、子育て支援センターなり、母子保健センターなり、いろいろなところでその方の受け入れやすい形でのフォローが必要ということから、このように書かせていただきました。分かりにくい表現で申しわけありませんでした。

○会長 理解が進んでそういうお子さんのフォローがしやすくなったと同時に、受け入れにくい保護者の方もいらっしゃる、その両方があるということですね。

時間がそろそろまいりました。ロードマップによると、8月にもう一度議論いただいて確定することとなっていますので、本日のところは、すべての委員のご意見はいただいているのですが、ここまでにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会長 本日の質疑はここまでにします。ご意見をいただきました内容については、一度事務局で整理いただいて、その結果を次回の会議で示していただくということにさせていただきますと思います。

最後に、事務局から連絡事項等をお願いします。

○事務局 皆様、本日はありがとうございました。

最後に、今後の日程ですが、次回開催は平成29年8月21日(月)16時から、場所は西宮市民会館の401会議室です。ご欠席の方がいらっしゃいましたら、メールにてご連絡くださいますようお願いいたします。

また、10月に予定しています第22回会議の日程調整についても、メールを送らせていただきますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

○倉石会長 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

〔午前11時59分 閉会〕

## 【委員出席者名簿 17名】

## 【事務局出席者名簿 30名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
西宮市青少年愛護協議会甲東地区青少年愛護協議会 会長	石川 徳二	こども支援局長	佐竹 令次
大阪保育研究所	奥野 隆一	子供支援総括室長	川俣 均
西宮市民生委員・児童委員会 理事	北岡 良恵	子供支援総括室参事(計画推進担当)	安福 聡子
株式会社チャイルドハート 代表取締役社長	木田 聖子	子供支援総括室参事(耐震化担当)	池田 敏郎
西宮労働者福祉協議会 特別理事	久城 直美	子供支援総務課長	宮本 由加
武庫川女子大学文学部 教授	倉石 哲也	保育施設整備課長	山本 大介
株式会社T A T 取締役会長	高野 直樹	子育て手当課長	山崎 豊
公募委員	多田由希子	青少年施策推進課長	牧山 典康
神戸YMCA 主任主事	谷川 尚	子育て支援部長	名田 智子
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	田村三佳子	育成センター課長	小島 徹
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子	放課後施策推進課長	中尾 篤也
西宮市地域自立支援協議会こども部会 部会長	東野 弘美	子供家庭支援課長	田野 宏
西宮市保育協議会 会長	藤原 和子	子育て事業部長	伊藤 隆
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	子育て事業部参事(保育指導担当)	田中 玲子
転勤族ママ&キッズ探検隊in西宮 代表	松村 真弓	保育幼稚園事業課長	西村 聡史
公募委員	村山 千春	保育幼稚園支援課長	久保田和樹
西宮市P T A協議会 副会長	山添 清美	保育入所課長	玉田 淳
		こども未来部長	岩田 重雄
		発達支援課長	小田 晃
		診療事業課長	野村 和生
		地域・学校支援課長	山本 雅之
		子育て総合センター所長	竹内 省吾
		地域保健課長	塚本 聡子
		労政課長	牛場 理津子
		【教育委員会】	
		教育次長	加藤 周司
		学校教育部長	大和 一哉
		学校教育課長	中村 みはる
		特別支援教育課長	栗屋 邦子
		学校改革部長	津田 哲司
		学校改革推進課長	岩本 康裕